

公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 7 年 2 月 21 日

奈良県立図書情報館 副館長 福岡 一浩



第1 競争入札に付する調達の内容

1. 入札物件
奈良県立図書情報館資料整備事業に係る図書の購入
2. 入札物件の数量及び特質
奈良県立図書情報館資料整備事業に係る図書の購入
入札説明書及び仕様書によります。
3. 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで
詳細は仕様書によります。
4. 納入場所
奈良市大安寺西 1 丁目 1000 番地 奈良県立図書情報館内の指定する場所
5. 入札方法
入札は納入価格率で行います。納入価格率の最も低い入札者を落札者とし
ますので、入札者は納入価格率をパーセンテージで小数点第 2 位まで記載
してください。納入価格率は図書本体納入価格に整理、装備、データ作成・
登録費、運搬費、調整費、を加算した金額を図書本体価格（消費税、地
方消費税を含まない）で除したものをいいます。
令和 7 年度に納品されるすべての発注図書等について、この納入価格率
を適用するものとします。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる 1 から 4 までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
2. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
3. 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）に基づく競争入札参加資格者名簿に「D 1 書籍」で登録している者であること。
4. 整理、装備及びデータ登録業務に関する仕様に合致した作業を付加し、確実に納入することを確約できる者であること。（過去 5 年間に同等の業務を実施した実績を示す契約書等の写しを提出すること。）

第3 契約条項を示す場所及び問合せ先

奈良県立図書情報館 図書・公文書課 情報資源整備係

〒630-8135 奈良市大安寺西1丁目1000番地 TEL: 0742-34-2111

第4 競争入札手続等に関する事項

1. 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1)期間 令和7年2月21日(金)～3月11日(火) 午前9時～午後5時

※2月25日(火)、28日(金)、3月3日(月)、10日(月)の休館日は除く。

(2)場所 奈良県立図書情報館 1階 整理作業室 A

2. 質問受付等

(1)受付期間 令和7年2月27日(木)～3月4日(火) 午前9時～午後5時

(2)受付方法 FAXによります。

【送信先】 0742-34-2777

奈良県立図書情報館 図書・公文書課 情報資源整備係

(3)回答 令和7年3月7日(金)以降に当館ホームページに掲載します。

3. 入札参加資格の確認

(1)参加資格確認申請 令和7年3月11日(火) 午後5時締切

※2月25日(火)、28日(金)、3月3日(月)、10日(月)の休館日は除く。

(2)提出先 奈良県立図書情報館 図書・公文書課 情報資源整備係

(3)確認結果通知 令和7年3月13日(木)までに通知します。

4. 入札の日時及び場所

(1)日時 令和7年3月19日(水) 午後4時00分

(2)場所 奈良県立図書情報館 1階 経営委員会室

5. 開札の日時及び場所

(1)日時 令和7年3月19日(水) 入札終了後直ちに開札

(2)場所 奈良県立図書情報館 1階 経営委員会室

第5 その他

1. 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2. 入札保証金

入札保証金は免除します。

なお、落札者が落札後契約を締結しないときは奈良県契約規則第11条第2項の規定に基づき入札金額の100分の5に相当する額を請求します。

3. 契約保証金

契約の相手方は、契約金の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納

付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証契約を締結した者等）に該当する場合は免除します。

4. 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第 2 の 4 に関し、入札参加申込兼資格確認申請するとともに、調達物品に係る納入及び仕様書の規格に合致した整理、装備及びデータ登録を行い、確実に納入し得ることを確約する書類等を所定の日までに提出しなければなりません。
- (2) この提出資料に基づき第 2 の 1～4 の規定に該当すると認められる者を入札対象者とします。
- (3) 入札者は所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5. 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第 7 条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6. 契約書の作成

- (1) 契約書を 2 通作成し、双方各 1 通保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

7. 落札者の決定方法

図書の本体価格に整理、装備、データ作成・登録費、運搬費、調整費を加算したものを 100 とし、それに対する値引率を控除した後の納入価格の率（％）がもっとも低い入札者を落札者とします。

8. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与して

いるとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 1 から 5 のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1 から 5 のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記 6 に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9. 契約締結に関する条件

この調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となった後、契約ができるようになります。

10. 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

11. その他

詳細は入札説明書によります。